八尾市告示第464号

不用公用車の売却について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の６並びに八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第101条及び第104条の規定により次のとおり公告する。

令和８年11月13日

八尾市長　山　本　桂　右

記

１　入札に付すべき事項

⑴　件名　不用公用車の売却

⑵　品名及び数量　仕様書に定めるとおり。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

⑴　政令第167条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

⑵　公告の日から過去３年の間、政令第167条の４第２項の規定に該当する者でないこと。

⑶　国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税（個人にあっては、住民税）及び固定資産税）を滞納していない者であること。

⑷　過去に官公庁若しくは公社等から塵芥車若しくは衛生車の買受実績がある者又は八尾市一般廃棄物収集運搬業（可燃ごみに限る。）の許可を有する者であること。なお、「官公庁若しくは公社等」とは、国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第１条各号に掲げる法人をいう。

⑸　公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件入札に係る業務に関連

する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

⑹　八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

３　条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのＵＲＬ　https://www.city.yao.osaka.jp/

４　入札参加資格審査申請手続

⑴　入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、令和８年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）に登録されている者については、申請書類のうち、アからエまで及びキの書類、八尾市一般廃棄物収集運搬業（可燃ごみに限る。）の許可を有する者については、申請書類のうち、アからウまで、エ（【法人市民税又は住民税】の納税証明書に限る。）及びキの書類の提出を要しない。

ア　登記簿謄本又は住民票　※写し可

イ　印鑑証明書　※写し可

ウ　納税証明書（国税）【法人税、消費税及び地方消費税】※写し可

エ　納税証明書（市税）【法人市民税又は住民税】【固定資産税（土地家屋・償却資産）】※　写し可

※　納税義務がある場合に限り提出が必要

※　法人市民税については、直近の事業年度完了分

※　住民税・固定資産税（土地家屋・償却資産）については、令和８年度課税分

オ　条件付一般競争入札参加資格審査申請書

カ　実績調書及びこれを証明する売買契約書等の写し

キ　誓約書

ク　委任状

ケ　使用印鑑届

※　令和８年度八尾市競争入札参加資格審査申請時に八尾市に届出を行っている場合はその写しの提出で可

なお、アからエまでは官公署発行のもの、オからケまでは指定様式とする。

⑵　申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。

5　入札参加資格審査申請受付

⑴　受付期間　公告の日から令和８年11月20日までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

⑵　受付場所　八尾市高美町五丁目２番２号

八尾市清掃庁舎

八尾市環境部環境事業課

6　入札参加資格審査の結果通知

令和８年11月26日に電子メールにより通知する。

7　入札関係資料の配布

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、令和８年11月26日に電子メールにより配布する。

8　仕様書等に対する質問及び回答

⑴　仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア　質問受付期間　令和８年12月７日から同月11日正午まで

イ　問合せ先　八尾市環境部環境事業課

電子メールアドレス　kankyoujigyouka@city.yao.osaka.jp

電話　072-991-6254（直通）

⑵　受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和８年12月15日午後４時までに電子メールにより通知する。

９　入札に参加することができない者

⑴　入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者

⑵　入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けていないもの

⑷　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けていないもの

10　契約条項を示す場所

八尾市高美町五丁目２番２号

八尾市清掃庁舎

八尾市環境部環境事業課

11　入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の３に相当する金額を徴収するものとする。

12　入札の執行等

⑴　入札方法等

ア　郵便入札とする。

イ　入札書は、指定様式のものを使用することとする。

ウ　入札は、本人又はその代理人が行うこととする。

エ　入札の執行回数は、１回とする。

オ　その他詳細は、郵便入札手引きで定めるとおりとする。

⑵　入札執行（開札）の日時及び場所等

ア　日時　令和８年12月25日（金）午後２時00分

イ　場所　八尾市高美町五丁目２番２号

八尾市清掃庁舎内プレハブ棟１階　会議室

ウ　入札参加者は、開札を傍聴することができる。参加人数は、１事業者１人までとし、「「不用公用車の売却」に係る条件付一般競争入札参加資格審査について（通知）」を持参し、提示すること。ただし、開札に関する意見や発言は認めない。

13　入札の中止等

建設工事等競争入札心得第５条に定めるところによる。

14　落札者の決定

⑴　予定価格以上の入札者のうち、最高の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア　当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であること。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者の数が２以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

15　入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第７条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16　契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付

を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の３に相当する金額を徴収するものとする。

17　その他

入札に参加する者の数が１の場合であっても、入札は行うものとする。

18　問合せ先

八尾市高美町五丁目２番２号

八尾市環境部環境事業課（八尾市清掃庁舎）

電話　072-991-6254（直通）

電子メールアドレス　kankyoujigyouka@city.yao.osaka.jp